

## 令和2年調査の変更事項の概要及び特別集計

### 1. 変更事項一覧表

#### (1) 調査票様式

変更事項	変更前（令和元年調査）	変更後（令和2年調査）
調査票様式	事業所票及び個人票の2種類	事業所票と個人票を、調査票1種類に統合

#### (2) 調査事項

変更事項	変更前（令和元年調査）	変更後（令和2年調査）
新規学卒者の初任給額	事業所票により、新規学卒者の「初任給額」及び「採用人員数」を調査 「所定内給与額より通勤手当を除いたもので、調査年の初任給額として確定したものを」を初任給額として集計	調査票様式の統合に伴い廃止 労働者に係る事項に「新規学卒者への該当性」を追加 抽出された一般労働者のうち、新規学卒者に該当する者の所定内給与額（通勤手当を含む）を集計
最終学歴	中学卒、高校卒、高専・短大卒、大学・大学院卒の4区分 調査対象は、常用労働者のうち一般労働者	「高専・短大卒」「大学・大学院卒」をそれぞれ、「専門学校」と「高専・短大」、「大学」と「大学院」に細分化し、最終学歴を把握していない又は回答がないものとして「不明」を選択肢に追加（調査事項は、中学、高校、専門学校、高専・短大、大学、大学院、不明の7区分） 調査対象は、常用労働者（短時間労働者を調査対象に追加）
労働者の種類	「生産労働者」と「管理・事務・技術労働者」の2区分 調査対象は、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業及び港湾運送業の事業所のうち事業所規模10人以上事業所に雇用される常用労働者	廃止
役職	調査対象は、企業規模100人以上の事業所に雇用される常用労働者 集計する企業規模区分は、企業規模計（100人以上）、1,000人以上、500～999人、100～499人の4区分	調査対象は、事業所規模10人以上の事業所に雇用される常用労働者 集計する企業規模区分は、企業規模計（10人以上）、1,000人以上、100～999人、10～99人の4区分
職種	賃金構造基本統計調査独自の職種129区分に該当する一部労働者（役職者を除く）を調査（事務系職種など、一部職種区分がない）	日本標準職業分類と整合的な職種144区分についてすべての労働者（役職者を含む）を調査 職種の回答がない者は「不詳」として集計
経験年数	調査対象は、職種129区分に該当する一部労働者（役職者を除く）	調査対象は、事業所規模10人以上の事業所に雇用される常用労働者
きまって支給する現金給与額	100円単位で調査	円単位で調査
超過労働給与額	100円単位で調査	円単位で調査
通勤手当、精皆勤手当、家族手当	100円単位で調査 調査対象は、製造業の事業所のうち事業所規模99人以下の事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）の事業所のうち事業所規模29人以下の事業所に雇用される常用労働者	廃止（きまって支給する現金給与額の調査事項に当該手当を含めて把握）
昨年1年間の賞与、期末手当等年間賞与等特別給与額	100円単位で調査	円単位で調査

## 2. 集計・推計方法の変更

変更事項	変更前（令和元年調査）	変更後（令和2年調査）
復元倍率	<p>事業所復元倍率…各抽出層における標本事業所抽出率の逆数</p> <p>労働者復元倍率…各事業所の標本労働者抽出時における規定の労働者抽出率の逆数（常用労働者・臨時労働者別）（※）</p> <p>各労働者の復元倍率…事業所復元倍率と労働者復元倍率の積</p> <p>（※ただし、常用労働者・臨時労働者別に、規定の抽出率から算出される抽出すべき労働者数と有効回答労働者数に一定以上の乖離がある場合、当該事業所の労働者数に対する有効回答労働者数の割合の逆数を用いる。）</p>	<p>事業所復元倍率…各抽出層における母集団の事業所数に対する有効回答事業所数の割合の逆数</p> <p>労働者復元倍率…各事業所の労働者数に対する有効回答労働者数の割合の逆数（雇用形態（正社員・正職員、正社員・正職員以外、臨時労働者）別）</p> <p>各労働者の復元倍率…事業所復元倍率と労働者復元倍率の積</p>
短時間労働者の集計方法	<p>短時間労働者の中には、特定の職種を中心に、1時間当たりの所定内給与額が著しく高い者が少数であるが存在する。これらの労働者を集計に含めると平均値が大きく上昇するので、これを避けるため、短時間労働者の統計表では次の要件を満たす労働者について集計から除いている。</p> <p>1時間当たり所定内給与額が3000円を超えて以下のいずれかを満たすもの。</p> <p>ア 産業大分類が「教育、学習支援業」以外であって、職種が次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(ア) 医師 (イ) 歯科医師 (ウ) 高等学校教員 (エ) 大学教授 (オ) 大学准教授 (カ) 大学講師 (キ) 各種学校・専修学校教員 (ク) 個人教師、塾・予備校講師</p> <p>イ 産業大分類が「教育、学習支援業」であって、職種がア(ア)～(ク)のいずれかに該当するもの又は調査対象の役職・職種のいずれにも該当しないもの。</p> <p>ただし、短時間労働者の職種別統計表では、これらの労働者が集中している職種で集計から除くと、その職種の賃金が実態と乖離するため、集計に含めている。</p>	短時間労働者全体を集計

1.2の変更を踏まえ、集計値をみる際に特に注意を要する点は以下のとおり。

(1) 新規学卒者の賃金については、上記のとおり令和元年までと異なる方法により把握しているところであるが、その数値には以下のような違いがある。

○令和元年までの「初任給額」：所定内給与額より通勤手当を除いたもの

○令和2年からの「新規学卒者の賃金」：新規学卒者に該当する者の所定内給与額（通勤手当を含む）

(2) 短時間労働者の賃金額について、令和元年までは、1時間当たり賃金が著しく高い一部の職種の労働者（医師・大学教授等）について集計対象から除いていたが、令和2年より短時間労働者全体を集計対象としている。

### 3. 特別集計

令和元年調査以前について、令和2年調査と同じ推計方法で特別集計を行った結果は以下のとおり。

なお、この特別集計の結果をもって過去の公表値を訂正するものではない。

#### (1) 一般労働者の賃金の推移

(単位：千円)

区分	性	平成27 (2015)年	28(2016)年	29(2017)年	30(2018)年	令和元 (2019)年
特別集計 (A)	男女計	303.5	303.6	303.8	305.3	306.0
	男	334.0	334.6	334.4	336.1	336.1
	女	241.7	243.9	246.3	246.9	249.8
公表値 (B)	男女計	304.0	304.0	304.3	306.2	307.7
	男	335.1	335.2	335.5	337.6	338.0
	女	242.0	244.6	246.1	247.5	251.0
差 (A)-(B)	男女計	-0.5	-0.4	-0.5	-0.9	-1.7
	男	-1.1	-0.6	-1.1	-1.5	-1.9
	女	-0.3	-0.7	0.2	-0.6	-1.2

#### (2) 短時間労働者の1時間当たり賃金の推移

(単位：円)

区分	性	平成27 (2015)年	28(2016)年	29(2017)年	30(2018)年	令和元 (2019)年
特別集計 (A)	男女計	1,200	1,238	1,235	1,280	1,304
	男	1,490	1,554	1,502	1,555	1,612
	女	1,089	1,116	1,130	1,171	1,184
公表値 (B)	男女計	1,059	1,075	1,096	1,128	1,148
	男	1,133	1,134	1,154	1,189	1,207
	女	1,032	1,054	1,074	1,105	1,127
差 (A)-(B)	男女計	141	163	139	152	156
	男	357	420	348	366	405
	女	57	62	56	66	57

注：特別集計では、1時間当たりの賃金が著しく高い者を除かず、短時間労働者全体を集計対象としている。

#### (3) 新規学卒者の賃金の推移

(単位：千円)

区分	性	平成27 (2015)年	28(2016)年	29(2017)年	30(2018)年	令和元 (2019)年
特別集計 (A)	大学卒	211.3	214.7	215.9	219.8	219.9
	高校卒	169.3	171.9	171.8	173.9	176.4
公表値 「初任給額」 (B)	大学院修士 課程修了	228.5	231.4	233.4	238.7	238.9
	大学卒	202.0	203.4	206.1	206.7	210.2
	高専・短大卒	175.6	176.9	179.2	181.4	183.9
	高校卒	160.9	161.3	162.1	165.1	167.4
差 (A)-(B)	大学卒	9.3	11.3	9.8	13.1	9.7
	高校卒	8.4	10.6	9.7	8.8	9.0

注：1) 特別集計(A)は、個人票より集計した所定内給与額である。  
 2) 公表値「初任給額」(B)は、事業所票より集計した「所定内給与額より通勤手当を除いたもので、調査年の初任給額として確定したもの」である。  
 3) 令和元年調査以前の個人票には、令和2年調査における調査項目「新規学卒者への該当性」に当たる調査項目がない。  
 このため、特別集計(A)は、一般労働者のうち以下の条件に該当するものを新規学卒者とみなして集計している。  
 大学 学歴：大学・大学院卒 勤続年数：0年 年齢：22歳 又は 23歳  
 高校 学歴：高校卒 勤続年数：0年 年齢：18歳 又は 19歳

令和元年調査及び令和2年調査について、集計要件を満たさない労働者を含めた一般労働者の特別集計を行った結果は以下のとおり。

産業	令和2年			令和元年 <sup>1)</sup>		
	賃金 <sup>2)</sup> (千円)	労働者数 <sup>2)</sup> (十人)	集計要件を 満たさない 労働者割合 <sup>3)</sup> (%)	賃金 <sup>2)</sup> (千円)	労働者数 <sup>2)</sup> (十人)	集計要件を 満たさない 労働者割合 <sup>3)</sup> (%)
産業計	299.7	3,209,616	13.9	304.3	3,004,137	1.4
鉱業，採石業，砂利採取業	336.2	1,257	4.8	322.6	1,242	1.1
建設業	329.7	198,303	7.0	333.6	204,788	1.0
製造業	293.9	700,512	18.6	292.5	678,044	1.1
電気・ガス・熱供給・水道業	400.1	16,249	10.8	415.4	18,246	0.8
情報通信業	380.7	146,072	13.4	378.4	134,016	1.3
運輸業，郵便業	270.0	251,007	14.9	277.5	236,781	1.7
卸売業，小売業	298.1	518,277	12.3	311.6	473,599	1.2
金融業，保険業	365.4	118,926	9.2	361.4	115,184	2.2
不動産業，物品賃貸業	329.1	54,235	12.6	320.4	47,427	1.2
学術研究，専門・技術サービス業	384.3	114,589	10.0	382.9	108,456	1.2
宿泊業，飲食サービス業	231.6	97,746	30.6	246.9	91,656	1.8
生活関連サービス業，娯楽業	250.4	83,572	26.8	261.8	66,113	1.4
教育，学習支援業	361.3	87,294	8.8	377.0	82,259	2.0
医療，福祉	286.2	481,256	6.6	282.5	444,665	1.7
複合サービス事業	289.5	35,161	7.8	297.6	37,711	1.3
サービス業（他に分類されないもの）	254.4	305,163	17.7	262.6	263,951	2.2

注： 1) 令和元年は、令和2年と同じ推計方法で集計した数値である。

2) 賃金及び労働者数は、集計要件（①～③）を満たさない労働者を含むすべての一般労働者について集計したものである。  
詳細は、「利用上の注意」を参照。

①実労働日数が18日以上 ②1日当たり所定内実労働時間数が5時間以上 ③5万円以上の賃金

3) 集計要件を満たさない労働者割合とは、2)の労働者数のうち上記①～③のいずれかを満たさない者の割合をいう。